第６号様式別表１の３記載要領

１　この計算書は、連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年改正法附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人を除く。）が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～４　略］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項又は令和２年旧法第53条第５項若しくは第９項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の７の「当期控除額⑤」の「計」及び第６号様式別表２の８の「当期控除額④」の「計」の各欄の金額の合計額を記載すること。

７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第23項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第12項若しくは第15項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の５の「当期控除額④」の「計」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

第６号様式別表１記載要領

１　この計算書は、連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～４　同左］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の６））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

６　「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」の欄は、法第53条第５項又は第９項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の当期控除額の合計額及び第６号様式別表２の２の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。

７　「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第６号様式別表２の３の当期控除額の合計額を記載すること。

［８　同左］